

荒天時等における気象警報等発表時の鳥取市立小・中・義務教育学校の対応について
(令和5年9月1日改訂・令和6年1月10日一部改訂)

鳥取市教育委員会

1 気象警報等が発表された場合

警報の種類	登校等の対応について	
	登校前	登校後
「暴風警報」を伴わない次の警報が発表された場合の対応		
「暴風警報」を伴わない 大雨警報、洪水警報、大雪 警報	学校は、午前6時30分時点で、 各学校や地域の状況に応じて臨時 休校または授業開始時刻の繰り下 げ等の対応を決定する。	学校は、各学校や地域の状況に 応じて授業の中止、下校時刻の繰 り上げ等を検討する。
暴風を伴う警報が発表された場合の対応		
暴風警報 暴風雪警報	学校は、午前6時30分時点で <u>学校設置地域に各警報が発表され ている場合は、該当の学校を臨時 休校とする。</u>	学校は、各学校や地域の状況に 応じて保護者への引き渡し、場合 によってはそのまま学校で避難 等、安全を最優先した措置を取る。
その他、特別警報等が発表された場合の対応		
特別警報等	<u>特別警報等の発表を待たずに、一斉臨時休校</u> とする場合あり。 市教委が対応を決定し、各学校へ連絡する。	

※台風接近時に限らず、気象警報等が発表された場合は上記対応とする。

※上記対応は、学校設置地域に気象警報が発表された場合とする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取市北部：旧鳥取市、青谷町、鹿野町、気高町、福部町、国府町 ・鳥取市南部：河原町、用瀬町、佐治町 |
|---|

※上記に限らず、「短時間大雨情報」など気象状況が急激に変化し、児童生徒の安全確保が困難な状況が想定される場合は、市教委が対応を指示する場合もある。

2 警報の種類・有無にかかわらず校区内に「避難情報等」が発令された場合

避難情報の種類	登校等の対応について	
	登校前	登校後
高齢者等避難	学校は、午前6時30分時点で 小学校区に <u>各避難情報が発令され ている場合、該当の小・中・義務 教育学校を臨時休校とする。</u>	学校は、各学校や地域の状況に 応じて授業の中止、下校時刻の繰 り上げや保護者への引き渡しを行 う。
避難指示 緊急安全確保	学校は、午前6時30分時点で 小学校区に <u>各避難情報が発令され ている場合、該当の小・中・義務 教育学校を臨時休校とする。</u>	学校は、 <u>直ちに授業を中止</u> し、 保護者への引き渡し、場合によっ てはそのまま学校で避難等、安全 を最優先した措置を取る。

※上記に限らず、状況によっては市教委が対応を指示する場合もある。

3 臨時休校等の措置を学校が決定していない状況において、保護者等が通学路等の安全が確保されないと判断した場合

- 大雨、大雪、雷等により通学路等の安全が確保されないと保護者等が判断した場合は、自主的に登校しないことができる。その場合、学校は欠席・遅刻扱いにしない。(出席停止扱い等)